

成年後見業務における社会福祉士の専門性に関する
考察：

社会福祉士と弁護士・司法書士へのインタビュー調
査からみる「自己決定の尊重」と「本人保護」にお
けるジレンマへの対応プロセス

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学通信教育部 公開日: 2024-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 北村, 満広 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000250

成年後見業務における社会福祉士の専門性に関する考察

— 社会福祉士と弁護士・司法書士へのインタビュー調査からみる
「自己決定の尊重」と「本人保護」におけるジレンマへの対応プロセス —

北 村 満 広

I. はじめに

成年後見制度が制度化されて20年以上が経過し、2000年の制度開始当初は親族による成年後見人等の受任が9割を占めていたが、2023年の報告では専門職後見人が主流となり、親族以外の受任が80.9%のうち、司法書士が36.8%、弁護士が27.1%、社会福祉士が18.3%となっている（厚生労働省、2023）。

成年後見制度は「自己決定」「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」を理念として掲げている。一方で、被後見人等の保護を目的として、類型によって後見人等に対し「代理権」「取消権」「同意権」を付与することで、被後見人等の権利を制限している。成年後見人等が法定代理権を持つことは、本人保護の視点から当然とされるが、代理権の行使が自己決定権の侵害を招いてしまうという側面がある。

成年後見制度における意思決定についてわが国では、障害者権利条約を契機に、福祉関係法の整備をはじめ、厚生労働省によるガイドラインにて意思決定支援への取り組みがされている。しかしながら、一方では意思決定支援と本人保護におけるバランスの難しさも抱えている。池田は「成年後見人等には、本人の意思に反してでも、与えられた代理権や取消権を行使して本人を保護するという大事な役割を担っている」とした上で、「『本人の意思の尊重』と『本人保護』のどちらを優先させるのか、どのようにバランスをとるのか、このことは、成年後見人等の実務の中で最も悩ましい課題である（池田、2009, 37）」と述べ、飯村は「成年後見制度は、基本的に代行決定の仕組みであり、本人の自己決定支援のための制度ではない」とし、「どのように支援

を尽くしても『自己決定』が難しい人々の『決定』をどうするのかという問題を避けて通ることができない（飯村、2015, 88）」と述べている。成年後見業務を行う後見人等は、本人の意思の尊重と、本人保護が衝突する状況下において、非常に難しい支援が求められていると推測できる。

「自己決定の尊重」と「本人保護」の両立が困難な状況の要因として、わが国では、2007年に障害者権利条約の署名から2014年の批准に至るまでに急速に国内法の整備が行われた一方で、「自己決定の尊重」と「本人保護」に関する実践レベルでの取り組みの実績は十分なものではないことがあげられる。厚生労働省からは、意思決定支援における各種ガイドラインが2017年から2020年にかけて急速に示されたが、これらはここ数年の取り組みということもあり、実践事例はまだまだ充分なものではないといえる。これらのことから、「自己決定の尊重」と「本人保護」に対する取り組みについては、まだまだ発展途上の状況であり、専門職後見人においては、「自己決定の尊重」と「本人保護」の両立への取り組みの中で数々の障壁が生じ、ジレンマを抱えながら実践をしているのではと推測できる。

II. 研究の目的

本研究の目的は、成年後見業務を行う社会福祉士が、「自己決定の尊重」と「本人保護」の両立に向けてどのように対応しているかを、法律の専門職である司法書士、弁護士との比較から明らかにすることである。本研究において社会福祉士の実践状況を、司法書士、弁護士というそれぞれの専門職の実践と比較し明らかにすることで、自己決定の尊重と本人保護の両立におけるジレンマへの対応におい

て、社会福祉士がより専門性を意識した支援を行うとともに、法律職との連携についてもより強固なものになるのではないかと考える。

Ⅲ. 研究方法

1. 調査の対象と方法

本研究の対象者は、成年後見業務を行う社会福祉士4名、司法書士2名、弁護士2名を対象とした。調査対象者は機縁法によって抽出した(表1)。

2. 調査の方法

本研究は半構造化面接法にて行った。インタビューは40～60分程度の時間で、インタビューガイドに基づいて実施し、調査対象者に自由に語ることを依頼した。調査期間は2020年6月～2020年7月であった。

表1 調査対象者

No.	性別	活動年数	受任件数	年代	資格
1	男性	10年	3件	40代	社会福祉士 介護福祉士
2	男性	7年	1件	30代	社会福祉士 精神保健福祉士
3	女性	1年	1件	60代	社会福祉士 保健師
4	男性	8年	2件	50代	社会福祉士 介護福祉士
5	男性	8年	13件	40代	司法書士 行政書士
6	女性	12年	11件	40代	司法書士
7	男性	5年	11件	30代	弁護士
8	男性	10年	15件	40代	弁護士

インタビューガイドの内容は次の通りとした。

- ・自己決定の尊重と本人保護の困難な状況
- ・自己決定の尊重と本人保護の両立が困難な状況が発生した時、専門職としてどのような意識をもったか
- ・困難に対してどのように対応を行ったか、また、行おうとしたか
- ・困難な状況は、対応の結果どうなったか

3. 分析方法

インタビューによって得られた情報を文字に起こし、逐語録としてテキスト化した。テキスト化されたデータを、樋口(2014)「計量テキスト分析システム KHcoder3」を使用し計量テキスト分析を行った。

軽量テキスト分析を樋口は、「分析対象データに含まれている語を自動的に取り出して、各種の統計的な分析を行う機能である。」とし、「どの語とどの語がデータ中で結びついていたのかを探るためには、抽出後のクラスター分析・多次元尺度法・共起ネットワークなどを利用できる(樋口, 2011, 103)」としている。インタビューによる質的研究である本研究では、KHcoder3を用いて計量テキスト分析を行うこととした。

KHcoder3にインタビューデータを入力し、「社会福祉士」と「法律職」から8回以上使用された語句を抽出した。8回以上とした理由として、出現回数の設定値が高すぎると汎用的な語しか抽出できず、低すぎると抽出される語が多すぎて特徴がつかめないため、抽出された語を確認しながら、本データの内容を最もよく反映している設定値を8回以上と判断した。なお、抽出された語句において、同じ意味合いを持つものは、コーディングを行った(表2)。

8回以上抽出された「社会福祉士」と「法律職」の単語を、KHcoder3にて階層的クラスター分析を行った。

分析の条件として、クラスター数を社会福祉士が「9」、法律職が「11」とした。クラスター数を決定する手順として、はじめにKHcoder3にて分析した際のデフォルトのクラスター数は共に7であったが、7ではグループのテーマが明確にならないため、実用性のあるクラスター数と判断される併合水準(非類似度)のプロットの角度が変化する地点を確認したところ、社会福祉士が「9」、法律職が「8」となった。しかしながら、法律職の抽出語が多く、法律職のクラスター数が「8」では、やはりテーマが明確にならないため、8以上のプロットの角度の変化が確認できる「11」を適切と判断し、社会福祉士を「9」、法律職を「11」とした(図1、図2)。

抽出された語句をKHcoder3にて抽出語の階層的クラスター分析にて適切なクラスター数を導き出し、グループ分けを行いその様相を明らかにした。

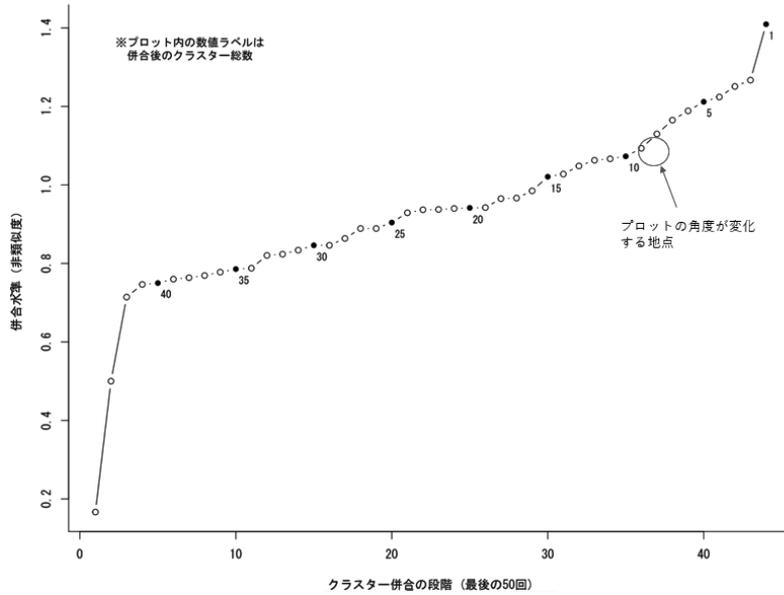


図1 階層的クラスター分析の併合水準（社会福祉士）

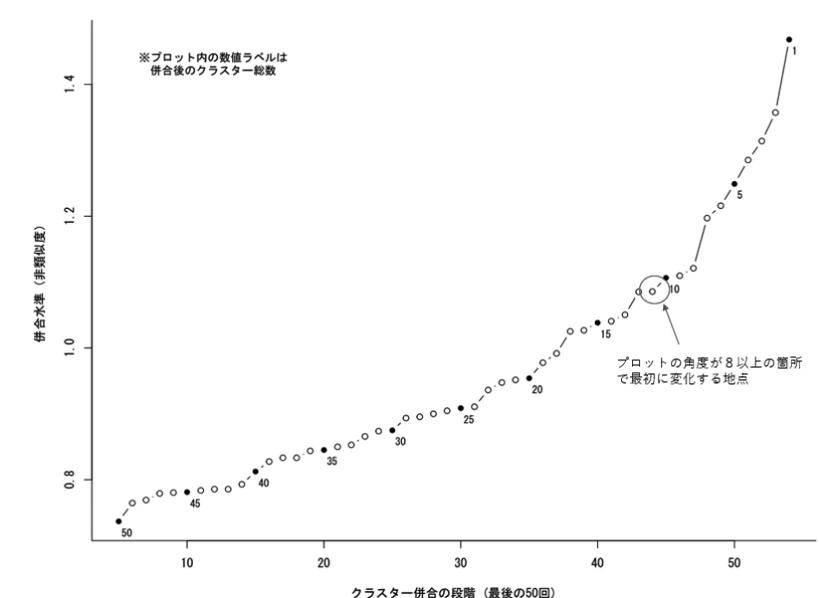


図2 階層的クラスター分析の併合水準（法律職）

4. 倫理的配慮

調査を実施するにあたり、本研究の倫理について武蔵野大学研究倫理審査委員会による研究倫理審査による審査を受け承認（受付番号 19-12-03）を得た。

研究協力者に対して、本研究の調査目的及び調査方法について説明を行い、同意書にサインを得て同意の確認を行った。その際、本研究の協力が任意であることと、調査に協力しないことによる不利益は

ないことを伝える。

インタビュー実施に際してはボイスレコーダーを用いて録音を行うことの承諾を得て、調査において使用するボイスレコーダーとパソコンについて、パスワードによるセキュリティを行うこと、本研究において調査対象者及び関係者が特定されないこと、データの処分について、研究終了後に適切に処分を行うことを、書面を用いて口頭で説明を行った。

表2 社会福祉士と法律職の抽出語

社会福祉士			法律職		
順位	抽出語	出現数	順位	抽出語	出現数
1	本人	67	1	本人	81
2	思う	54	2	思う	44
3	言う	50	3	言う	39
4	家族	43	3	施設	39
5	福祉	42	5	お金	38
6	生活	38	6	後見	34
7	自分	35	7	ペット	32
8	施設	33	7	話	32
9	意思	31	9	親族	26
10	福祉関係者	27	9	多い	26
11	お金	26	11	入る	25
12	話	25	12	自分	21
13	後見人	21	13	難しい	20
14	気持ち	20	14	案件	18
14	難しい	20	14	意思	18
16	支援	16	14	決定	18
16	弁護士	16	14	在宅	18
18	後見	15	18	関係	17
19	関係	13	18	相談	17
19	使う	13	20	後見人	16
19	状況	13	20	福祉	16
19	色々	13	22	状況	15
19	入る	13	22	福祉関係者	15
24	管理	12	22	聞く	15
24	行く	12	25	行く	14
26	ケース	10	25	実現	14
26	関り	10	27	最初	13
26	関わる	10	27	自己決定	13
26	買う	10	27	問題	13
30	ネットワーク	9	30	考える	12
30	確認	9	30	裁判所	12
30	感じ	9	30	仕事	12
30	決定	9	30	生活	12
30	結局	9	30	尊重	12
30	出る	9	30	能力	12
30	先生	9	30	判断	12
30	伝える	9	37	一人暮らし	11
30	聞く	9	37	管理	11
39	強い	8	39	確認	10
39	行う	8	39	感じ	10
39	持つ	8	39	社会福祉士	10
39	尊重	8	39	少ない	10
39	渡す	8	39	法律	10
39	判断	8	44	持つ	9
39	本当に	8	44	状態	9
39	理解	8	44	制度	9
			44	入院	9
			44	必要	9
			49	可能	8
			49	基本	8
			49	財産	8
			49	支援	8
			49	色々	8
			49	内容	8
			49	認知	8
			49	保佐	8

※ 塗りつぶし：そのグループのみで8回以上出現した語句
 ※ 「家族」と「親族」、「ケース」と「案件」を発話内容から同義語と解釈

IV. 結果

1. 社会福祉士と法律職の抽出語の違い

社会福祉士と法律職のインタビューの逐語録から抽出語を明らかにしたところ、社会福祉士の抽出語は1045単語あり、コーディング後に8回以上出現された抽出語は46単語であった。一方法律職の抽出語は958単語あり、コーディング後に8回以上出現した抽出語は56単語であった（表3）。

社会福祉士と法律職の抽出語を比較すると、「本人」「思う」「言う」「家族＝親族」など30単語が共通して抽出されている。

社会福祉士のみ抽出された単語では、「気持ち」「弁護士」「使う」「関り」「関わる」「買う」「ネットワーク」「結局」「出る」「先生」「伝える」「強い」「行う」「渡す」「本当に」「理解」の16単語であり、ネットワークや関りといった、本人や関係機関との

関りについての単語が多く見られている。

法律職のみ抽出された単語は、「多い」「案件」「在宅」「相談」「実現」「最初」「自己決定」「問題」「考える」「裁判所」「仕事」「能力」「一人暮らし」「社会福祉士」「少ない」「法律」「状態」「制度」「入院」「必要」「可能」「基本」「財産」「内容」「認知」「保佐」の26単語であり、在宅や一人暮らしの方への支援や、法律や制度の解釈に関する単語が多く見られている。

2. 階層的クラスター分析によるグループ分類

KHcoder3にて「社会福祉士」と「法律職」の抽出語に階層的クラスター分析を行った。社会福祉士が9のクラスター、法律職を11のクラスターとし、各クラスターを1つのグループとして、グループ名をつけた。（図3、図4）

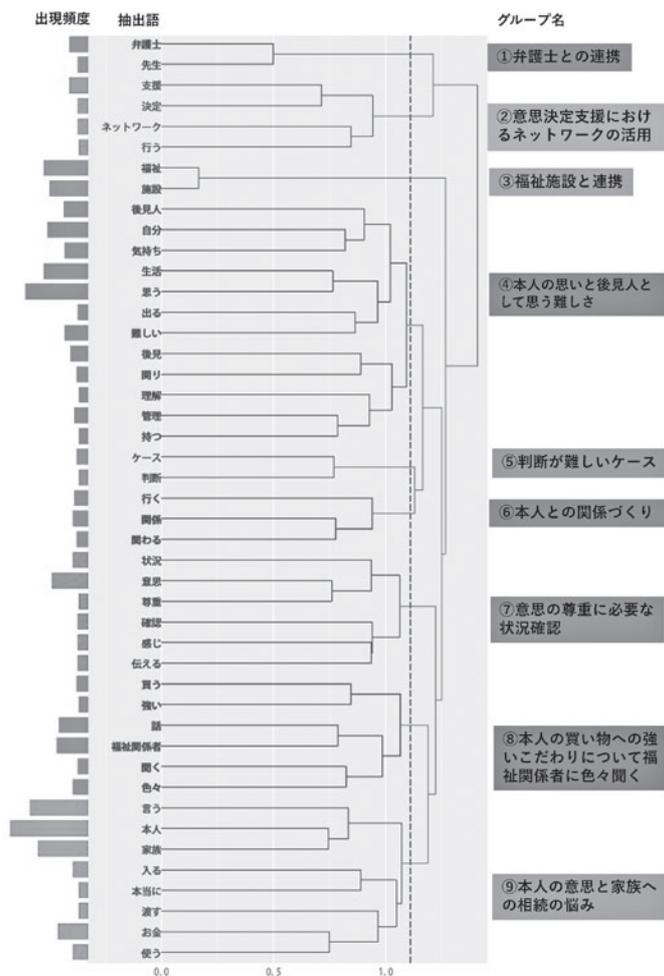


図3 社会福祉士の階層的クラスター分析図

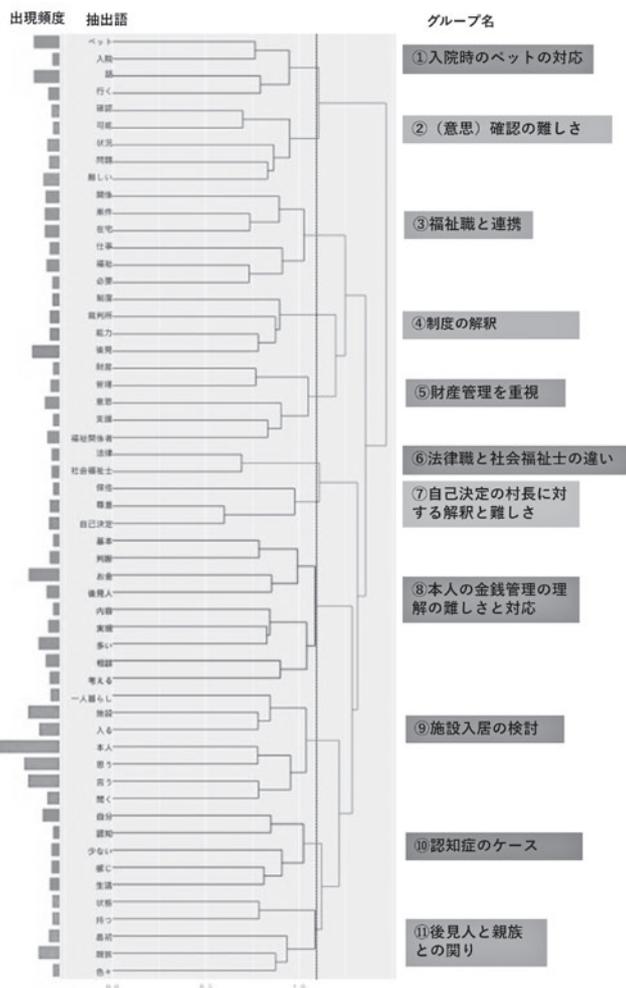


図4 法律職の階層的クラスター分析図

3. 社会福祉士のインタビュー分析結果

KHcoder3にて階層的クラスター分析を手順に従って行ったところ、9つのクラスターとなった。9つのクラスターについてそれぞれの意味を解釈した。

(1) クラスター1「弁護士と連携」

弁護士についての発話が主である。

「結局は娘さんにお金を渡さなきゃいけないと思うので、弁護士の先生にも相談したんですよ」と、本人が娘にお金を渡したくないという意思に対し弁護士に相談し、「意思を尊重するということであれば、遺書を書かなくては意思を尊重したことにはならない」と助言を受けている。

(2) クラスター2「意思決定支援におけるネットワークの活用」

意思決定支援において、福祉サービス事業所やケ

アマネージャー、地域包括支援センター、親族等とネットワークの活用を行っている状況である。

「ネットワークで意思決定支援会議を行うという流れになりましたね」

「自分一人抱え込んじゃ難しいので、ネットワーク作って、みんな情報共有して、役割分担して、緊急の時は集まって、どうしたらいいだろうかって後見人だけじゃ考えられないから、そこらへんはしっかりしたいですね」など、意思決定支援会議を開催し情報共有を行い、ネットワークを活用して業務を行っている状況がみられた。

(3) クラスター3「福祉施設と連携」

本人の利用している福祉施設に関する発話が主である。意思決定支援において、グループホームや入所施設等といった福祉サービス事業所との連携が必要であると解釈できる。

「意思を確認する工夫としてグループホームの担当者がいますので、本人と話をした後には話をして本人の気持ちを伝えたりします」

「訪問はグループホームと就労事業所と同じ日に2回行くようにしていましたが、就労事業所で話をしたら緊張した感じになるので、今は場所を特定して話をしています。就労関係の方とは、個別に話を聞き連携を取っています」と、グループホームや就労支援事業所といった福祉施設に訪問し、本人の状況の確認を行っている状況がみられた。

(4) クラスタ 4 「本人の思いと後見人として思う難しさ」

後見人が本人が思う生活ができるのは難しいと考えている中で、財産管理の理解を促す取り組みの難しさから悩んでいる状況が伺える。

「ある知人の既婚者の知人のご主人から電話があって、その家族からお金を借りていたというのがわかって、本人は非常に一人暮らしをしたいというのを熱望していたけど、そういったことを含めて、なかなかグループホームから出て一人暮らしをするのは、難しかったのかなと感じながら担当をいたしました」と、一人暮らしをしたいと訴える被後見人に対して、お金を借りている状況で、一人暮らしをすることの難しさを感じている。一方で、「私としては、大事にしなくてはいけないと思うのは、その中でも失敗する権利も認めてあげなくてはいけないとも思う」と、失敗も権利であり尊重すべきであるという視点も見られた。

(5) クラスタ 5 「判断が難しいケース」

業務を行う上で、判断に困るケースにおける対応についてである。

グループホームで生活しているが一人暮らしを熱望しているケースや、自身の財産を家族に渡したくないという意思をもったケース、認知症を持ちながらも在宅で生活し、お店を経営したいと訴えるケース、グループホームで生活する自閉症の方への信頼関係構築へ向けてのケースなどの発話内容である。

(6) クラスタ 6 「本人との関係作り」

本人が住む場所に訪問に行き、本人との関りを通

して関係作りを形成している状況が伺える。クラスタ 5 との結びつきが強く、意思決定支援における判断が難しいケースほど、本人との関係作りを大事にしていると解釈できる。

「基本的には一カ月に一回は面会に行っています」

「今日は後見人が来ると言ってもものすごく楽しみにしてくれているみたいで、関係は良好です」

「本人との関係性はとても良いと自分では言えませんが、そこからもっと生活が広がって求められると思って関わるのですが、急激には変わらないので、少しずつ生活が広がって、豊かになればと思っています」といった、訪問を通して本人との関係づくりを形成している発話がみられた。

(7) クラスタ 7 「意思の尊重に必要な状況確認」

意思を尊重するために状況を確認して、本人に伝えている状況が伺える。

「意思の確認って難しく特に意思を表出できない方とかになると難しいですね」と、意思確認の難しさを感じている状況で、「自分の場合は、自分じゃない人にも意思の確認をとってもらおうかしています。関りが濃い人なんかはみていてわかるので」と、意思の尊重を実施すべく、本人と関りが深い人物と協働し対応をしている状況がみられた。

(8) クラスタ 8 「本人の買い物への強い拘りについて福祉関係者に色々聞く」

福祉関係者については、ケアマネージャー、ヘルパー、福祉施設の支援者があげられるが、本クラスタでは、主に福祉施設の支援者が主な状況である。

本人が買うものへの強い拘りがあるケースにおいて、本人に関係する福祉施設の支援者等に色々聞き、話をしている状況が伺える。

自閉症を持つ被後見人の買い物が広がらない状況に対して、「本人と話をした後には、担当職員と細かく話をする機会も設けてくれますので、映画に誘ってみてはとこちらで提案したことも、担当としても行ってくれたりしてますね」と、グループホームの職員に本人にとって有用な金銭の利用について話をしている状況が伺えた。

「新しい靴を購入してほしいと訴えました。病気の関係のむくみやすさもあるから、対応できる靴

で、簡単に市販の靴でとはならないから、お金がかかってもいいから、そこはきちんと対応してほしいとお願いしたけど買わないんですよ。どうしたのですかと聞いたたら、いや、あったもので間に合いましたからと返事がありましたね」と、本人が必要な購入物についての話をし、必要な支援を提言している状況がみられた。

(9) クラスタ 9 「本人の意思と家族への相続の悩み」

本人が家族にお金を渡したくないと言っている状況で、後見人として家族にお金を渡すしかない状況に悩んでいる状況である。

「本人には時々家族に連絡でもと話をするけど、絶対にやめてくれって言われるわけ」

「本人の意思は家族にお金を渡したくないと言っています」という本人の強い意思に対して、「けど、自分としては渡す人がいないから、結局家族に渡すんだろうけど、家族に渡すなというのが最大の意味なので悩んでいます」「今万が一亡くなったら、仕方ないので家族にお金を渡すしかないと思います」と、本人は家族にお金を渡したくないが、相続では家族に渡さなくてはいけなく、本人の思いと相続の問題に悩んでいる状況がみられている中で、「家族に手紙を書いたんだけど、お兄さんは認知症で、15年くらい前の申し立ての時に、一切関わらないっていう条件で申し立てしてるから、なんで今頃って言われてしまったんです」と、家族に手紙を出して対応を試みている。

4. 法律職のインタビュー分析結果

KHcoder3にて階層的クラスタ分析を手順に従って行ったところ、11のクラスタとなった。11のクラスタに、それぞれグループ名をつけて分析を行った。

(1) クラスタ 1 「入院時のペットの対応」

本人が入院時のペットの対応について、ペットホテルや福祉施設に話に行っている状況が伺えた。

(2) クラスタ 2 「(意思) 確認の難しさ」

意思の確認が可能かどうか、判断が難しい状況

(による問題) が伺えた。

「半数以上が後見類型で意思確認がそもそもできないという状況が多いので、まず意思確認ができないということで困難がある」

「ある程度コミュニケーションができるケースでも簡単な会話程度はなんとか可能だけど、何かを決定するためにご本人のご要望を確認しようとしても、その前提となる話が理解してもらえないので、本人のご要望自体を確認できないというケースがかなり多い気がします」と、意思確認が難しいという状況が伺えた。

(3) クラスタ 3 「福祉職と連携」

仕事を行う上で福祉職との関係は必要であり、特に在宅のケースではより必要になる状況である。

「僕も最近福祉の方の付き合いも多くて、福祉関係の付き合い方を勉強するというのが正確かもしれないですね」

「福祉職の方のすごいのは本人の方の関りがすごいですね。私もいつも福祉職の方を頼って業務をしています」と福祉関係職からの学びについての発話がみられている。

「本当に在宅の案件は難しいですね。在宅の案件は本人との関係も大事ですけど、周りの福祉関係職との連携は必須ですね」

「後見始めたときは、福祉職員の人との連携は少なかったんですけど、今は、福祉職の方と連携を取っていない案件は一つもないですね」と、後見の仕事を行う上で、福祉職との関係作りが必要になっている状況がみられた。

(4) クラスタ 4 「制度の解釈」

後見制度は、意思決定能力が欠けているという、裁判所の判断を前提としたものであるという見解である。

「法律から入る時に、意思能力のない人間がしたことは最初から無効って教わるんですよ。認知症とかで本人に物事の善悪とかを判断する能力がない場合は、それ自体が無効で、それを取り消すことができるというのが、成年後見制度なわけです」

「成年後見制度は、自己決定権を尊重しない制度なんですよ。本来的には、自己決定権がないことを

前提に本人を保護することが成年後見制度なんですよ」と、そもそも制度自体が自己決定を尊重していない側面があることを述べている。

一方で、「現実的には本人の自己決定権を尊重する努力はしています。自分の代理権を行使するうえで、ある程度反映できるように周りの関係を考えながらやっています」と、制度上は自己決定権がないと解釈しながらも、実務上は自己決定の尊重の努力をしている状況がみられている。

(5) クラスタ 5 「財産管理を重視」

意思確認の支援を福祉関係職と協働で行い、法律職は財産管理を中心に行っているという状況が伺える。

「基本的には手続きとか財産管理とかで何かあったときに駆け付けるようにしています。べったりという感じにはしないようにしています」

「本人の能力が欠けるから財産を預かるというのがこの仕事の本質なんです」

「担当者会議の時に役割分担をしています。お金の管理担当、食事の担当、施設の職員の担当とか、それぞれ役割分担をして支援しています」と、法律職は財産管理を重視し、意思決定支援については福祉関係職と協働して取り組んでいる状況がみられた。

(6) クラスタ 6 「法律職と社会福祉士の違い」

法律職と社会福祉士の違いについての見解である。

「二年前に社会福祉士の若手向けの研修をした時に、社会福祉士の倫理綱領の研究を少しやりましたが、根本的に僕らと違う認識だという意識はありましたね」

「まず社会福祉士と法律職の違いが根本にあるんですよ。社会福祉士は被後見人の自己決定の尊重というのを非常に大事にされるんですが、我々の業界は最初法律から入るわけですよ」と、社会福祉士の倫理や価値に関して、法律職との相違を感じている発話がみられた。

(7) クラスタ 7 「自己決定の尊重に対する解釈と難しさ」

自己決定の尊重に対する解釈と難しさを、特に保佐のケースで感じている状況が伺える。クラスタ

6の「法律職と社会福祉士」の結びつきが強く、自己決定の尊重に対して、社会福祉士に比べ、代理権が付与されていることで、後見人に決定権があるという意識が強いと解釈できる。

「本人の自己決定権は、後見だったら全部自分にある。保佐だったら代理権が付与されていれば自分にある。代理権が付与されていない案件はすごく少ないですから、保佐案件も代理権が付与されて非常に幅広く認められているのが一般ですので、大半の案件は自分が決定権があるという意識でやっています」と、後見人が法定代理権を持つという意識が強くみられた。一方で、「代理権を行使するうえで、ある程度反映できるように周りの関係を考えながらやっています」と、本人にとって何がベストなのかを、周囲の状況を勘案し行使している状況が伺えた。

(8) クラスタ 8 「本人の金銭管理の理解の難しさと対応」

お金を後見人が預かることへの本人の理解の難しさと、本人の金銭使用に関わる実現困難な内容の訴えに対して、後見人としての考えを本人に相談している状況が伺える。

「お金の理解は難しいですね、お金を勝手に管理されているという感覚なので、ないということが実感としてなかなかわからない部分もある。そもそもお金を管理されているというところで納得できない部分もある」

「先日10万円が給付金で入ってきて、俺の10万円はどうなったとなって、まだ払わなくてはいけないお金があるので、こちらで預かると話したんだけど、全然納得しなくて持って来いと言っていました」と、金銭を管理されることへの不満から、理解をしてもらうことの難しさを感じている状況がみられる。

(9) クラスタ 9 「施設入居の検討」

本人の思う生活について本人や関係者に話を聞き、一人暮らしか施設入居かを検討している状況がみられる。

「施設に入ってもらって説得は、関係者みんなでしたけど、結局説得できなかったけど、正月だからおいしいものを食べに行こうと、年末にケアマネと

私ともう一人で、アパートを引き払う手続きをして、みんなで施設入居に取り組みました」と、施設入居に向けた苦悩と入居に向けた取り組みがみられた。

「アパートに住んでいるけど火の管理できなくて、ストーブの上に服が置いていたりして、アパートは他の住民がいるので危険です。本人自宅にいたって言ったけど、ほぼ無理やり施設に連れて行ったこともありましたが」と、本人は継続して一人暮らしをしたいが、家事の危険を勘案し、半ば強制的に施設に連れて行った状況もみられた。

(10) クラスタ 10 「認知症のケース」

自分が認知症と感じていない状況や、生活を送る上で意思の表出が少ない方へのケースである。クラスタ 11 との結びつきが確認できる。

「入院している間も会いに行っただけど、認知症が進んでいる状況でした」

「自分は認知なんか入っていない。通帳よこせという話から入ってきます」

「難しいのはだんだんと認知症が進むと反応が薄くなって、わんちゃん和生活できるのと、今のこのままここにいるのと、どっちがいいですかと聞いても答えられない状況です」と、認知症ではないと否定している状況と、認知症によって意思の表出がなくなり、意思確認が難しくなっている状況がみられた。

(11) クラスタ 11 「後見人と親族との関り」

本人が能力がない状態の為、親族がお金を持っていたケースで、後見人として最初に親族と色々な話をして関りをもった状況が伺える。

「同居している親族の方がいて、親族がお金を使っているんじゃないかとなって後見がついた」というケースに対して、「親族とはいえ面倒はみているわけなので手間はかかるんです。そうすると親族の介護している分の報酬が理屈上発生するかどうかは別としておいて、全く報いないのもそれはそれはで微妙なわけです」「親族として面倒みてることを評価してあげると、親族との協力も得られるし、親族が納得すると、本人も少し穏やかになってくるんです」と、親族に対して一定の理解を示すことで、円滑に業務を行っている状況がみられた。

V. 考察

本調査では、自己決定と本人保護のジレンマが生じた際の対応について、社会福祉士と法律職のクラスターを明らかにしたが、それぞれのクラスターを比較し、社会福祉士と法律職の、「自己決定の尊重」と「本人保護」の両立に向けた対応の違いについて考察を行っていく。

1. ネットワークの活用における特徴

階層的クラスター分析において社会福祉士、法律職共にネットワークの構築に関するクラスターが確認できた。

社会福祉士におけるネットワークの活用に関するクラスターは、①弁護士との連携、②意思決定支援におけるネットワークの活用、③福祉施設との連携、⑦意思の尊重に必要な状況確認、⑧本人の買い物への強い拘りについて福祉関係者に色々聞くが確認できる。

③福祉施設との連携、⑦意思の尊重に必要な状況確認、⑧本人への強い拘りについて福祉関係者に色々聞くについては、本人の意思確認手段としてのネットワークの活用の要素が強く、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが発生している状況ではないと判断する。

①②について、弁護士との連携と本人が利用する福祉サービス事業所等の関係者とネットワークを構築することで、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが生じた際の対応の状況が見受けられる。

①の弁護士との連携のクラスターでは、社会福祉士にとっての専門外である法的な知見について、弁護士と連携することで解決を目指している。

②の意思決定支援におけるネットワークの活用のクラスターでは、「ネットワークで意思決定支援会議を行うという実践の流れになりました」「意思決定はネットワークで行う面があるので、その中に後見人がいるというのは理想ですね」との発話から、意思決定支援会議を開催し、本人にとっての最善の利益（ベスト・インタレスト）をかなえるべく関係者間で意見交換を行っている状況がみられた。

これらのことから、社会福祉士のジレンマへの対応におけるネットワークの活用の特徴として、本人

と関りのある関係者とネットワークを構築し、情報共有や意思決定支援会議を通して、本人のベスト・インタレストをかなえるべく支援を行っている状況と、対応が専門外に及ぶ際は、専門家（弁護士等）に見解を得られるよう環境構成を行っているという特徴がみられた。

次に、法律職におけるネットワークの活用に関するクラスターは、③福祉職との連携、⑨施設入居の検討が確認できる。

③の福祉職との連携については、「福祉職の方のすごいのは本人への関りがすごいですね。私もいつも福祉職の方を頼って業務をしています」「僕はすごく遠い人の後見をやっているんですよ。頻繁に行けないのですが、そっちの町の包括の福祉職がその人と信頼関係があって、その方を通じて話をして業務を行っています」との発話から、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが発生している状況ではなく、業務を行う上で福祉職との連携は不可欠であるという認識が強いと解釈できる。

⑨の施設入居の検討については、在宅生活を希望する本人と、本人保護から施設入居が必要というジレンマが生じているが、「施設に入ってもらって説得は、関係者みんなですみましたけど、結局説得できなかったけど、正月だからおいしいものを食べに行こうと、年末にケアマネと私ともう一人で、アパートを引き払う手続きをして、みんなで施設入居に取り組みました」「ケアマネに相談したら、一度本人の希望も叶えたいし、もういいんじゃないかとなって、私も本人の身上監護という部分で、意思の尊重のバランスが悪くなってきたので、どっちだといえば本人の保護だろうと思って特養に入所しました」との発話から、関係者間で本人保護を優先すべきという見解から、本人を説得し施設入居への対応を行った状況であり、緊急対応的な要素が強いことから、本研究における自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマへの対応には該当しないと判断する。

これらのことから、法律職のネットワークの活用の特徴としては、ジレンマへの対応というよりも、身上配慮義務を果たすうえで、本人が関係する福祉関係職との連携を必須として対応していると解釈できる。

社会福祉士、法律職共にネットワークの活用につ

いてのクラスターが抽出され、それぞれの特徴を見出したが、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが生じた際の、社会福祉士のネットワークの活用の特徴として、本人と関りのある関係者とネットワークを構築し、情報共有や意思決定支援会議を通して、本人のベスト・インタレストを実現すべく支援を行っている状況が明らかになり、対応が専門外に及ぶ際は、専門家（弁護士等）に見解を得られるよう環境構成を行っているという特徴がみられた。

2. 本人への直接的な関りの特徴

階層的クラスター分析において、社会福祉士、法律職共に本人との直接的な関りに関するクラスターが確認できた。

社会福祉士における本人との直接的な関りに関するクラスターは、④本人の思いと後見人として感じる難しさ、⑥本人との関係作り、⑦意思の尊重に必要な状況確認である。これらクラスターは、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが生じた際に、直接的な支援から対応をしている状況が伺える。

社会福祉士会の権利擁護センター「ばあとなあ」では、経済状況、生活状況、心身の状況、病状等を把握すべく、月に一度以上の本人への面会を義務付けている。本調査においても、社会福祉士が定期的に面会を行っている状況が確認できるが、面会の意義として、「今日は後見人が来ると言ってもものすごく楽しみにしてくれているみたいで、関係は良好です」「本人との関係性はとても良いと自分では言えますね。そこからもっと生活が広がって、求められると思って関わるのですが、急激には変わらないので、少しずつ生活が広がって、豊かになればと思っています」との発話から、本人との関係作りを形成するために、直接的な訪問を行っている状況がみられる。定期的な訪問にて関係作りを形成し、クラスター⑦の意思の尊重に必要な状況の確認を行い、クラスター④の本人思いと後見人として感じる難しさというジレンマに対して、直接的な支援による対応を行っていると解釈する。

これらのことから、社会福祉士のジレンマへの対応における本人への直接的な関りと対応の特徴として、本人との関係作りをすることで、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが生じた際に、本人

への直接的な働きかけを行っているという解釈ができる。逐語録には社会福祉士が定期的に訪問していることが示されており、本人との関係作りに関連していると考えられる。

法律職における本人との直接的な関りに関するクラスターは、②意思確認の難しさ、⑦自己決定の尊重に対する解釈と難しさ、⑧本人の金銭管理の理解の難しさとその対応、⑨施設入居の検討が確認できた。

自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが生じている場面として、金銭の管理と使用における場面と、施設入所をしたくないという場面がみられた。

金銭の管理と使用における場面では、本人はお金を管理されず自由に使いたいという意味と、本人保護を踏まえてお金を自由に使うことは難しいというジレンマが生じている。対応としては、「金銭的な部分だけの問題であれば、お金足りないからということになるけど、それでもご本人に優先順位をしてもらうことを話すことがあります」「今すでに使っているお金でこれをやめればそっちに回せるけどあなたはどっちがいいですかということとは伝える」などと、金銭使用の優先順位を用いたり、要望の一部でも実現できるよう本人に働きかけるという対応がみられた。法律職のクラスター6では、法律職は「財産管理」を重視し、代理権は自身にあるという認識が強いという状況が確認できるが、その中でも、本人の要望を受け止め、少しでも実現できるよう支援を行うことで、ジレンマに対して対応している状況がみられた。

施設入居に関しては、本人が入所施設には入らず在宅での生活を希望している状況と、本人保護を踏まえて入所施設の利用の必要性があるというジレンマが生じる状況ではあるが、ケアマネジャーと本人を説得して施設入所サービスへ移行し、本人保護を優先している状況がみられた。本調査のケースにおいては、施設入所に向けた緊急的な対応が必要という見解からの対応であり、法律職の特徴というよりも、ケアマネジャーを含めたチームとして対応を行っているという要素が強い。

これらのことから、法律職のジレンマの対応における本人への直接的な関りと対応の特徴として、財産管理を重視し、代理権が自身にあるという認識が

強いながらも、財産管理や金銭使用に対する本人への要望に対して、本人の意思を確認した上で、金銭使用の優先順位や、一部でも購入できるよう働きかけ対応をしている特徴がみられた。

社会福祉士、法律職共に本人への直接的な関りについてのクラスターが抽出され、それぞれの特徴を見出したが、社会福祉士のジレンマへの対応における本人への直接的な関りの対応として、定期的な面会を通して本人との関係作りを構築することで、自己決定の尊重と本人保護におけるジレンマが生じた際に、本人への直接的な働きかけを行っているという特徴が確認できた。

VI. まとめと今後の課題

以上のように、成年後見業務における社会福祉士の専門性について、自己決定の尊重と本人保護のジレンマへの対応について、社会福祉士と法律職にインタビューを行い、その結果から考察を行ったが、社会福祉士が福祉関係者や法律職とのネットワークを構築して、情報共有や意思決定支援会議を通して本人のベスト・インタレストをかなえるべく支援している状況と、本人への訪問を通して関係作りを構築し、直接的な支援によって意思決定支援に取り組んでいる状況がみられた。

本研究の調査において、社会福祉士が積極的にネットワークを活用し、本人のベスト・インタレストをかなえるべく支援を行っている状況が、インタビューを通して強く感じる事ができた。そして、法律職においても同様に、ネットワークの構築が業務において必要であることも確認できた。社会福祉士と法律職、お互いの専門性を尊重し、連携できる体制づくりを構築することで、より被後見人等の意思が尊重されるべく取り組みが行われるのではと期待できる。

本人との関係作りへの取り組みにおいても、本人への直接的な関りを通して信頼関係を構築するという、社会福祉士としての基本的な姿勢が、データから読み取れたことは非常に有意義であった。権利擁護センター「ばあとなあ」では、月に一度の面接訪問の実施を義務付け、本人との関りを重要視していることを、本研究の協力者である社会福祉士が充分

に理解し、実践を行っている状況が確認できた。

しかしながら本研究では、調査対象者が社会福祉士4名、弁護士2名、司法書士2名と限られた人数であることから、社会福祉士の専門性を明らかにする上で十分なケース数には至っていない状況である。事実、社会福祉士のクラスター⑨では、親族への働きかけに関するクラスターが抽出されたが、ソーシャルワークの機能である調停機能については十分な発話数が得られなかったため、特徴として示すには至らなかった。

今後、本研究で得られた調査傾向に基づいて、対象者を拡大して調査を継続して研究を進めていく必要があると考えている。

文献

- 飯村史恵（2015）「ソーシャルワークの視点からみる成年後見制度の展望～障害者権利条約第12条で問われているもの～」『立教大学コミュニティ福祉研究紀要』3, 79-97
- 外務省（2019）「障害者の権利に関する条約（和文）」外務省
- 公益社団法人日本社会福祉士会編（2019）「意思決定支援実践ハンドブック～意思決定支援のためのツール活用と本人情報シートの作成」民事法研究会
- 公益社団法人日本社会福祉士会編（2009）「権利擁護と成

- 年後見実践——社会福祉士のための成年後見入門」池田恵利子（編）『社会福祉と成年後見——権利擁護の視点から』所収, 1-42. 民事法研究会
- 厚生労働省（2020）「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」厚生労働省
- 厚生労働省（2017）「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」厚生労働省
- 厚生労働省（2018）「人生最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」厚生労働省
- 厚生労働省（2023）「成年後見制度の現状」厚生労働省
- 厚生労働省（2017）「成年後見制度利用促進計画について」厚生労働省
- 厚生労働省（2018）「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」厚生労働省
- 厚生労働省（2019）「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」厚生労働省
- 最高裁判所事務総局家庭局（2023）「成年後見関係事件の概況——令和4年1月～令和4年12月——」最高裁判所事務総局家庭局
- 日本司法書士会連合会（2008）「司法書士倫理」日本司法書士会連合会
- 日本弁護士連合会（2004）「弁護士職務基本規定」日本弁護士連合会
- 樋口耕一（2011）「軽量テキスト分析の提案と必要なソフトウェアの開発」DOING SOCIOLOGY
- 樋口耕一（2014）「社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して——」ナカニシヤ出版